

〈令和5年10月発行〉

短時間保育 令和6年4月～令和7年3月入園 申込み用

長時間保育 令和6年4月～令和7年1月入園 申込み用

令和6年度 杉並区立子供園 【短時間保育・長時間保育】 利用案内



◎問い合わせはこちらへ◎

杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係
(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL 03(3312)2111(代表)

区立子供園 電子申請

下記二次元コードから電子申請または、書類のダウンロードが可能です。
子供園【短時間】入園申請は電子申請できません。園に直接申込書を提出してください。

子供園申請書類一式

杉並区立子供園 入園申請書（長時間保育）

杉並区立子供園 保育時間（保育種別）
変更申請書

杉並区立子供園 退園届

杉並区立子供園 入園申請 取下げ届

施設等利用給付認定申請書

復職証明書提出フォーム

区立子供園 入所申請・在園中の方向け
申請書類



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/syorui/1075352.html>

CONTENTS

共通

- 1 区立子供園について 1
- 2 認定について 2
- 3 認定の手続きについて 3

短時間保育

- 4 令和6年度 入園募集について 4
- 5 令和6年4月入園 定期募集～追加募集 4
- 6 令和6年5月～令和7年3月入園 6
- 7 申込書類 7
- 8 注意事項 7
- 9 在園児で長時間保育を希望する場合 8

長時間保育

- 10 令和6年度 入園募集について 9
- 11 令和6年4月入園 定期募集～追加募集 11
- 12 令和6年5月～令和7年1月入園 12
- 13 申込書類と保育を必要とする要件 13
- 14 注意事項 15

その他

- 15 一時保育について 20
- 16 給食・弁当について 21
- 17 よくある質問 23



区立子供園は、教育および保育を一体的に行う杉並区独自の幼保一体化施設です。

子供園という名前ですが、国の定めたいわゆる「認定こども園」とは異なり、文部科学省の基準に則り、幼稚園の認可を得た新制度幼稚園です。毎年、杉並区教育委員会に教育課程の届け出が義務付けられています。

子供園では、短時間保育児と長時間保育児が同じ学級で一緒に過ごし共に活動しています。また、子育て支援事業として在園児の一時保育を実施しています。

現在、6つの子供園（下高井戸、堀ノ内、高円寺北、成田西、高井戸西、西荻北）を設置しています。

(1) 子供園の一日の生活

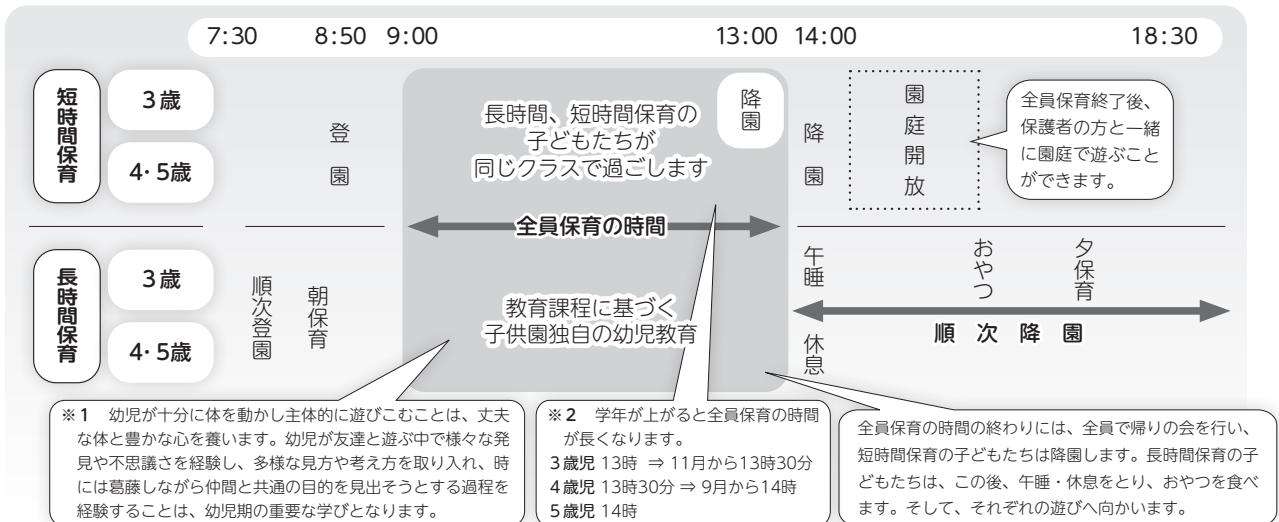
【短時間保育】 月曜日から金曜日の午前9時から午後2時（月2回程度午前11時45分まで）

【長時間保育】 月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の間で、保育を必要とする時間 ※全員保育の開始10分前（8時50分）に登園します。

※短時間保育が休みとなる夏休み・冬休み・春休みも長時間保育を行います。ただし、国民の祝日及び年末年始はお休みです。

※子供園では延長保育は実施しません。

〈一日の過ごし方〉



(2) 子供園所在地及び令和6年度の学級編成

子供園名	所在地・電話番号	保育種別	定員					
			3歳児		4歳児		5歳児	
下高井戸	下高井戸4-38-15 03-3303-9485	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
堀ノ内	堀ノ内1-9-26 03-3313-3437	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
高円寺北	高円寺北2-14-13 03-3330-0340	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
成田西	成田西2-24-21 03-3311-3876	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
高井戸西*	高井戸西3-15-4 03-3332-9020	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
西荻北	西荻北1-19-22 03-3399-0848	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名

※ 高井戸西子供園は、現園舎改築のため、令和7年度に仮園舎（宮前2-24）に一時移転し、令和10年度中に仮園舎から改築後の園舎へ移転する計画でしたが、区立施設再編整備計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。



教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。

無償化の対象について

幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年10月から保育料の無償化が開始されました。無償化に係る費用は全額公費（国・都・区）で負担しています。

対 象	認 定 の 種 類	無 償 化 の 範 囲
(A) 区立子供園【短時間保育】 (保育の必要性のない方)	教育・保育給付1号認定	月額保育料（午前9時～午後2時） を無償
(B) 区立子供園【短時間保育】 (保育の必要性のある方)	教育・保育給付1号認定 ＋ 施設等利用給付2号認定	月額保育料（午前9時～午後2時）を無償 一時保育料1日当たり450円を補助
(C) 区立子供園【長時間保育】	施設等利用給付2号認定 (新2号)	月額保育料および預かり保育料を無償 (最大11時間)

施設等利用給付2号認定（保育の必要性の認定）について

保育を必要とする事由	認 定 有 効 期 間	[(B)の方]	[(C)の方]
就労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効	○	○
疾病または障害	各事由が生じている期間	○	○
介護または看護		○	○
災害復旧		○	○
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	×
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	○	×
就学（職業訓練）	在学している期間	○	○
虐待・DV	保育を必要とする期間	○	○
その他上記に類する状態として区が認める場合	保育を必要とする期間	○	○

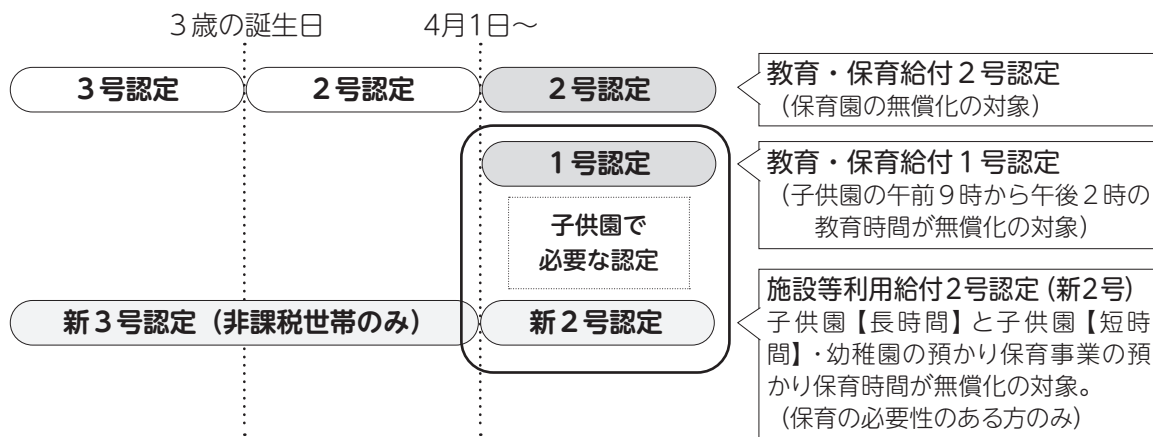
- (B)【短時間保育】（保育の必要性のある方）、及び(C)【長時間保育】の方は年に1回現況確認が必要です。
- (C)【長時間保育】の方は、保育を必要とする事由や状況に応じて、保育時間を園と相談してください。



3

共通 認定の手続きについて

令和元年10月から幼児教育無償化が開始となりました。幼児教育無償化の対象となるためには、認定が必要です。保育園の認定とは異なる部分がありますので以下の内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いいたします。



〈必要な手続きについて〉

各種申請書類およびマイナンバー記入用紙は各園でもらってください。

● 教育・保育給付1号認定…全員必要

入園が決まりましたら、4月定期募集の方は保育課から、それ以降の方は園から申請書をお渡しします。入園希望月の前月末日までに申請してください。

● 施設等利用給付2号認定 (新2号認定) …保育の必要性のある方 (詳細は P.2 と P.13、P.14、P.20 をご確認ください) のみ

長時間の方…入園が決まりましたら、園から申請書をお渡しします。入園希望月の前月末日までに申請してください。(認可保育所と一緒に申し込みをされた方は手続き不要です。)

短時間の方…保育の必要性を証明する書類とともに、あらたに申請してください。なお、保育の必要性が確認できない場合は保育の必要性がない旨を連絡します。

● 変更認定申請…保育の必要性が無くなった方のみ

保育の必要性が無くなった場合、新2号認定を終了する手続きが必要となります。

〈現況の確認について〉

施設等利用給付2号認定を受けた幼児の保護者は、子ども・子育て支援法第30条7の規定により、毎年、認定事由の現況を確認することになっています。短時間保育に在園している方は6月頃、長時間保育に在園している方は12月頃に現況の確認を行います。

〈杉並区へ転入される方への注意事項〉

● 原則として、前住所地を転出した時点で前住所自治体での認定が終了となります。そのため、転出後に前住所地で保育料無償化対象施設を利用する場合は保育料がかかる場合があります。詳しくは転出前に前住所自治体に確認してください。

● 杉並区での認定は、入園希望月の1日からとなります。なお、認定の申請は必ず入園希望月の前月末日までに行ってください。また、マイナンバー記入用紙と本人確認ができる書類 (番号確認と身元確認) も必ず提出してください。



4

短時間保育

令和6年度 入園募集について

(1) 申込みできる幼児

○次の全ての条件を満たす幼児が応募の対象となります。

- { 3歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
- { 4歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- { 5歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
- 入園申込日現在、保護者とともに杉並区に住民登録をしている幼児
※海外からの一時帰国の方は杉並区に住民登録をしないと申込みができません。
- 転入予定の方：4月定期募集は申込みができません。(11月1日時点で杉並区に住民登録がない方)
4月追加募集以降から入園希望月の1日までに転入できる幼児は申込みができます。詳しくはP7・8-(1)をご覧ください。



(2) 申込みにあたっての注意

- 申込みは1園のみです。子供園【長時間保育】との同時申込みはできません。
- 毎月10日(10日が閉園日の場合は翌開園日)までに入園を希望する園に直接申込みしてください。
- 内定しなかった場合、再度申込みが必要です。
- 転入予定の方で入園希望月の1日までに杉並区に住民登録(転入手続きを含む)ができない場合は申込みが無効となり内定を取り消します。
- 認可保育所と併せて申込みすることができますが、子供園【短時間保育】に内定が出た場合は、認可保育所の利用調整の対象外となります。認可保育所の選考を希望する場合、以下の期日までに①辞退する旨を園へ電話連絡し、②杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。
- 令和6年4月定期募集に内定の方：令和5年12月13日(水)まで
- 令和6年4月追加募集1、2回目に内定の方：令和6年2月5日(月)まで
(4月追加募集3、4回目と認可保育所は併願できません)(4月追加募集の日程はP.5)
- ※令和6年5月～令和7年3月募集は、内定を辞退した場合であっても、認可保育所の選考は行いません。
- 申込み後、家庭の状況(住所、氏名等)が変わった場合は、速やかに園と保育課にご連絡ください。
- 子供園在園児で他の子供園に転園申込みをする場合、P.7・8-(2)を参照してください。

短時間保育

5

短時間保育

令和6年4月入園 定期募集～追加募集

募集人数等【短時間保育】

子供園名	3歳児	4歳児	入園申込日	入園選考日	入園選考受付開始時間	
下高井戸	9名	12名	11月1日(水) 午前9時30分 ～正午	11月13日(月)	3歳児 午後1時20分	4歳児 午後1時50分
堀ノ内	9名	12名		11月9日(木)	3歳児 午後1時00分	4歳児 午後1時30分
高円寺北	9名	12名		11月15日(水)	3歳児 午後1時00分	4歳児 午後1時20分
成田西	9名	12名		11月8日(水)	3歳児 午後1時00分	4歳児 午後1時20分
高井戸西*	9名	12名		11月13日(月)	3歳児 午後1時15分	4歳児 午後1時30分
西荻北	9名	12名		11月15日(水)	3歳児 午後1時15分	4歳児 午後1時15分

申込み

- 受付日時：令和5年11月1日(水) 午前9時30分～正午まで(申込みは11月1日(水)のみ)
- 受付方法：入園を希望する園に杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】を持参してください。(郵送不可)
※杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】と引き換えに「入園申込み受付証」を渡します。抽選となった場合は、受付証の番号が抽選番号になります。受付証は紛失しないように保管し、各園での入園選考日に必ず提示してください。
※転入予定の方は追加募集から申込みを受け付けます。



抽 選

◇入園申込みの締切時点で、募集人数を超える応募があった場合は、園ごとに抽選を行います。
申込み状況、抽選の有無や開始時間については、11月1日（水）の申込み終了後に各園に
掲示するほか、杉並区公式ホームページにも掲載します。

●抽 選 日：令和5年11月2日（木）

●抽選方法：公開抽選

※回転式抽選機で、職員が当選番号・補欠番号を決めます。抽選番号は申込み受付時の
受付証の番号です。

※オンラインでの開催といたします。参加方法は申込み時にご案内いたします。

抽選結果

●11月6日（月）に結果のお知らせを発送します。また、抽選結果は抽選終了後、各園に掲示します。

※園に対する電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※無抽選の場合は、結果のお知らせは送付しません。各園指定の入園選考を受けてください。

●当選・補欠の方で入園選考を辞退される場合または申込みを取り下げの場合は、各園に電話連
絡をし、至急杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。
電子申請の際は入園申込み受付証の控えのイメージデータを添付してください。

入園選考（面接・健康診断）

無抽選または抽選に当選した幼児は、各園にて入園選考を受けてください。

●実 施 日 時：P.4の表に記載の受付開始時間までに各園にお越しください。

●持参するもの：①入園申込み受付証

②面接票、健康診断票（申込み時に用紙をお渡しします）

③母子健康手帳

④上履き（幼児はバレエシューズ等かかとのある靴）と外靴を入れる袋

※やむをえず入園選考を欠席する場合は、必ず園に連絡をしてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、入園選考後に別途、入園調整委員会の判定を
受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。

入園決定（12月中旬）

面接と健康診断の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。入園決定のお知
らせを発送します。ただし、入園調整委員会の判定を受けていただく場合、お知らせの発送
は入園調整委員会の判定後となります。

追加募集…定期募集で定員に満たない園は、12月1日（金）から追加申込みを受付けます。

●募 集 人 数：毎月月末に杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」に掲載します。

●申込み方法：定員に空きがある場合に、入園を希望する園で申込みを受付けます。

募集人数を超える申込みがあった場合は、後日オンライン抽選を行います。

4月入園追加募集

	募 集 人 数 公 開 日	申 込 締 切 日
1回目	令和5年11月30日（木）	令和5年12月11日（月）
2回目	12月28日（木）	令和6年1月10日（水）
3回目	令和6年1月31日（水）	2月13日（火）
4回目	2月29日（木）	3月11日（月）



申込み

- **申込締切日**：定員に空きがある場合のみ、入園希望月の前月の10日（閉園日の場合は翌開園日）午後5時までに申込みをしてください。※下表参照
- **募集人数**：杉並区公式ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」に掲載（入所希望日の前々月末頃）
- **申込方法**：入園を希望する園に**杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】**を持参してください。（郵送不可）

※定員に空きがある場合に、申込みを1園のみ受け付けます。

内定しなかった場合、再度申込みが必要です。

※杉並区に転入予定の方は、P7・8-(1)をご覧ください。

※他の幼稚園からの転園の場合、同じ月に区立子供園と幼稚園には在籍できません。

翌月1日からの入園となります。

※子供園在園児で他の子供園に転園申込みをする場合、P7・8-(2)を参照してください。

【抽選がない場合】**【抽選がある場合】****抽 選**

募集人数を超える応募があった場合は、園ごとにオンライン抽選を行います。詳細は入園申込受付証をご覧ください。

園から連絡

保育課から連絡

入園選考（面接・健康診断）

対象となった幼児は、園で面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。

また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

入園決定 面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。

【申込締切日】 …令和6年5月～令和7年3月入園

入園希望月	申込締切日
令和6年5月入園	令和6年4月10日（水）
6月入園	5月10日（金）
7月入園	6月10日（月）
8月入園	7月10日（水）
9月入園	8月13日（火）
10月入園	9月10日（火）

入園希望月	申込締切日
令和6年11月入園	令和6年10月10日（木）
12月入園	11月11日（月）
令和7年1月入園	12月10日（火）
2月入園	令和7年1月10日（金）
3月入園	2月10日（月）



7

短時間保育 申込書類

★以下の太字の書類は、区指定の書式をご用意ください。杉並区公式ホームページ「保幼（ぼよ）ナビ」申請書ダウンロードサービスから印刷できます。

- **杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】（裏面 確認書）**のみ
※杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方は8-(1)をご覧ください。
※長時間保育の申込書や児童の状況は提出しないでください。



8

短時間保育 注意事項

(1) 区外にお住まいの方が転入予定で申込み場合

入園希望月の1日までに杉並区に転入予定の方は、入園希望月の申込締切日までに必要書類を入園を希望する園に直接提出し申込みをしてください。

〈必要書類〉

- **杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】（裏面 確認書）**
- 賃貸契約書または売買契約書の写し（転入先住所・入居可能日・契約印のあるもの）または**同居（入所）同意書**（社宅の場合は社宅使用が証明できるもの）

入園が決まりましたら、**教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書とマイナンバー記入用紙**を園から渡します。必要事項を記入して、入園希望月の前月末日までに提出してください。

※4月定期募集は申込みができません。（4月追加募集より申込みができます）

※入園希望月の1日までに住民登録（転入手続き含む）がないと入園できません。

※原則として、前住所地を転出した時点で認定が終了となります。転入後、改めて認定を受けてください。

※郵送にて「令和6年度 杉並区立子供園【短時間保育・長時間保育】利用案内」が必要な方は、返信用のレターパックを同封のうえ保育課宛に郵送してください。

(2) 子供園に在園中の幼児が、他の子供園に申込みをする場合

〈必要書類〉

- **杉並区立子供園転園申請書**を入園を希望する園に直接提出し、申込みをしてください。

(3) 申込み後の手続きについての注意

電子申請の際は入園申込み受付証の控えのイメージデータを添付してください。

○申込みを取り下げる

入園の意思がなくなった時点で速やかに**杉並区立子供園入園申請取下げ届**を電子申請または園に直接提出してください。

○内定を辞退する

保育課と内定した子供園に辞退する旨の電話連絡をしたうえで、速やかに**杉並区立子供園入園申請取下げ届**を電子申請、または園に直接提出してください。

※内定辞退の電話連絡をもって抽選次点の方に内定の連絡をします。

○補欠を辞退する

補欠の方で入園の意思がなくなった方は速やかに**杉並区立子供園入園申請取下げ届**を電子申請、または園に直接提出してください。



(4) 申込み後に家庭の状況が変わった場合の届出について

氏名・住所・電話番号・保護者（世帯主）の変更・結婚した・離婚した等、その他家庭状況が変わった場合は速やかに P.16 (5) を参考に手続きをしてください。

(5) 在園中の手続きについて

①氏名・住所・電話番号・保護者（世帯主）の変更・結婚した・離婚した等変更届を園に提出してください。

②子供園を1か月以上休園する

変更届に休園期間を記入し園に提出してください。

※休園は、最後に登園した日の属する月の翌月の初日より最長で2か月です。必ず事前に園へ連絡してください。

※休園中に1日だけ登園をした場合や年度末から年度初めにかけて休園する場合は、年度が変わった場合でも休園期間はリセットされません。

※夏休みは休園期間に含まれません。（例：夏休み前の7月20日が最終登園日の場合、休園は最長10月31日まで）

③子供園を退園する

杉並区立子供園退園届を園に提出するか、電子申請をしてください。電子申請の場合は、園に必ず退園する旨を伝えてください。

④区外に転出する

杉並区立子供園退園届を園に提出するか、園に退園報告する旨を伝えたあとに電子申請をしてください。

杉並区外に転出した場合は、転出した日の翌日から子供園に通えなくなります。

⑤年度途中に一時保育を利用したい場合

- P.20 を参照してください。

9

短時間保育

在園児で長時間保育を希望する場合

定員に空きがある場合のみ申込みできます。（空き状況は入園希望月の前々月末に区公式ホームページで公表します）

P.13、14 を参考に書類をご用意いただき入所希望月の申込締切日までに、保育課に提出するか、電子申請をしてください。

- 保育種別変更申請書
- 杉並区立子供園入園申請書（長時間保育）（裏面 確認書）
- 児童の状況
- 保育の必要性を確認する書類（父母ともに各1部）
- マイナンバー記入用紙（すでに施設等利用給付2号認定をお持ちの方は不要）

※求職活動中・妊娠出産要件での申込みはできません。

※認可保育園と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから6ヶ月間有効です。有効期間内かつ定員に空きができた場合、杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】（裏面確認書）1枚を対象月の申込み締切日迄に提出することで申込みができます。 P9・10-(2) 例参照



申請書類は
こちらから



(1) 申込みできる幼児

○次の全ての条件を満たす幼児が申込みの対象となります。

- { 3歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
- { 4歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- { 5歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

※4歳児クラスと5歳児クラスは4月定期募集はありません。4月追加募集から**定員に空きがある場合のみ**申込みができます。(空き状況は入園希望月の前々月末に区公式ホームページで公表します)

- 入園申込日現在、申込幼児及びいずれかの保護者が杉並区に住民登録をしている幼児
- 転入予定の方：4月定期募集は申込みができません。
(10月16日～11月30日の申込み受付期間に杉並区に住民登録がない方)
4月追加募集以降から、入園予定月の前月末日までに転入できる幼児は申込みできます。
- 保護者の就労等のため長時間保育を必要とする幼児
※申込書類と保育を必要とする要件を確認してください。(P.13、P.14 参照)



(2) 申込みにあたっての注意

○原則として、年齢上限のある認可保育所、地域型保育事業所、杉並区保育室その他認証保育所または認可外保育施設に在籍し、3歳以降の利用施設に困っている方の入園を優先します。定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要性に基づく指数を参考に総合的に判断して面接の対象者を選考します。

※指数や優先順位については「令和6年度 保育施設利用のご案内」を参照してください。

○申込みは1園のみです。子供園【短時間保育】との同時申込みはできません。

○認可保育所と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから6か月間有効です。有効期間内かつ定員に空きがでた場合、杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】(裏面確認書)1枚を対象月の締切日迄に提出することで申込みができます。

※〔申込締切日〕と〔保育の必要性を確認する書類の有効期間〕はP.12 参照

例) 5月入所申込みで書類を4月8日に提出したが、5月不内定だった。
その後、空きが出たらまた申込みをしたい。

	募集の有無	必要書類
6月	なし	申請不可
7月	なし	申請不可
8月	あり	杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】(裏面確認書)1枚のみ
9月	なし	申請不可
10月	あり	杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】(裏面確認書)1枚のみ
11月	あり	申請書類一式*

※ 11月入所希望の場合は4月に出した書類の有効期限が切れるため、新規申請が必要です。

○認可保育所と併せて申込みすることができますが、子供園【長時間保育】に内定が出た場合は、認可保育所の利用調整の対象外となります。認可保育所の選考を希望する場合、以下の期日までに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。

- 令和6年4月定期募集に内定の方：令和5年12月13日(水)まで
- 令和6年4月追加募集に内定の方：令和6年2月5日(月)まで

※令和6年5月～令和7年1月募集は、内定を辞退した場合であっても、認可保育所の選考は行いません。

○育児休業中(取得予定)の方の申込み

入園が決まったら、入園月中に育児休業を取得していた会社に復職することが必要です。ただし、年齢上限がある杉並区内の認可保育所等(連携入所)・区保育室を卒園し、子供園長時間保育に4月入園した場合は継続して育児休業を取得可能です。この場合の育児休業特例期間は下のお子さんの1歳の年度末迄となっており、認可保育所等とは期間が異なります。**P.15 (3)**を必ずご確認ください。

○申込み後、家庭の状況(住所、勤務先・日数・時間、妊娠、出産、保育状況等)が変わった場合は、速やかに園と保育課に連絡してください。

○入園月中に育児休業を取得することがわかった場合は、内定の取り消しまたは退園となります。

○求職活動中、妊娠・出産要件での申込みはできません。

●認可保育所等に在園の方が子供園【長時間保育】に内定した場合、もとの認可保育所等には戻れません。



募集人数等【長時間保育】

子供園名	3歳児	4歳児	子供園名	3歳児	4歳児	子供園名	3歳児	4歳児
下高井戸	14名	—	高円寺北	14名	—	高井戸西	14名	—
堀ノ内	14名	—	成田西	14名	—	西荻北	14名	—

- ★ 3歳児クラスは、地域型保育事業等の連携施設に設定されているため、募集枠が確保できない場合があります。
- ★ 4歳児クラスと5歳児クラスは追加募集から空きがある場合のみ申込みできます。

申込受付 ※原則、電子申請もしくは郵送での受付となります。受付期間を過ぎてからの申込みはできません。

【電子申請】 令和5年10月16日(月)～11月30日(木) 午後5時到達分まで

【郵送受付】 令和5年10月16日(月)～11月30日(木) (必着)

送付先：〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 子ども家庭部保育課認定・入園係

【窓口受付】 ※入所に関するご相談は電話にて承ります。

令和5年10月16日(月)～11月30日(木) 午後5時(土・日・祝日を除く)

- 各子どもセンター：全て予約制(電話又は電子申請にて事前予約…裏表紙参照)
- 区役所：区役所東棟3階6番窓口(11月9・10日は専用窓口へ)

当日受付(予約の必要はありません)

予約受付(以下のサイトより事前予約)

アドレス：<https://logoform.jp/form/Y4gR/26095>

【受付専用窓口】 令和5年11月9日(木)・10日(金) 午前9時～午後5時

- 開設場所：区役所西棟8階 第9会議室

※転入予定の方は追加募集から、申込みを受付ます。P.15・14-(1) 参照

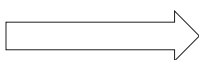


電子申請

1世帯
20分以内

保育の必要性の審査・認定

必要性あり



保育の必要性がない旨の連絡をします。

必要性なし

選考会議(書類選考)

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

結果発表・施設等利用給付2号認定通知発送(12月上旬)

認定を受けた方には施設等利用給付2号認定通知書(新2号)とともに書類選考結果のお知らせを発送します。

入園選考(面接・健康診断)

対象となった幼児は、園で面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

子供園名	入園選考日	受付開始時間
下高井戸	12月15日(金)	午後1時20分
堀ノ内	12月14日(木)	午後1時15分
高円寺北	12月20日(水)	午後1時00分
成田西	12月12日(火)	午後1時00分
高井戸西	12月18日(月)	午後1時20分
西荻北	12月20日(水)	午後1時15分

※3歳児クラス4歳児クラスともに同じ受付開始時間です

入園決定(1月中旬)

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。入園の決定についてのお知らせを発送します。

追加募集……定期募集で定員に空きのある園については、追加募集を行います。

● **募集人数**：1月17日(水)に杉並区公式ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」に掲載

● **申込受付期間**：1月31日(水)午後5時までに申込み

2月中旬に選考結果についてお知らせします。



申込受付と審査

- 申込締切日**：定員に空きがある場合のみ入園希望月の前月の10日
(閉庁日の場合は翌開庁日) 午後5時まで
※下表参照 ※2月と3月の募集はありません。
※令和6年12月・令和7年1月入園の締切日は令和6年11月11日(月)です。
- 募集人数**：杉並区公式ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」に掲載(入所希望日の前々月末頃)
- 申込方法**：保育課(杉並区役所東棟3階)、各子どもセンターに提出するか、電子申請をしてください。
※定員に空きがある場合に、申込みを1園のみ受け付けます。申込有効期間(申込日から6か月間)はありません。ただし、保育の必要性を確認する書類は初回申込みから6か月有効 P.10-(2) 参照。
※入園希望月の前月末までに転入予定の方は、転入時期・住所が確認できるもの(賃貸契約書、売買契約書の写し等)を添えてください。入園希望月の前月末までに転入されていない場合は、入園できません。P.15 参照

保育の必要性の審査・認定

必要性あり

必要性なし

保育の必要性がない旨の連絡をします。

選考会議(書類選考)

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

結果発表

毎月20日頃に結果発表を行います。入園選考の対象となった方に、保育課から電話連絡します。

入園選考(面接・健康診断)

保育課から連絡があった幼児には、園で面接と健康診断を受けていただきます。
※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

入園決定

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。
入園の決定について、園から連絡します。
保育の必要性を認定した方に、施設等利用給付2号認定(新2号)の通知をします。

表1【申込締切日】 ※申込締切日の午後5時まで

入園希望月	申込締切日
令和6年5月入園	令和6年4月10日(水)
6月入園	5月10日(金)
7月入園	6月10日(月)
8月入園	7月10日(水)
9月入園	8月13日(火)
10月入園	9月10日(火)
11月入園	10月10日(木)
12月入園	11月11日(月)
令和7年1月入園*	

※1月入園の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

※1月は空きの有無に関係なく申込みできますが、入園選考は空きがある園のみ行います。

表2【保育の必要性を確認する書類の有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和5年11月	令和6年5月入園分まで
12月	6月入園分まで
令和6年1月	7月入園分まで
2月	8月入園分まで
3月	9月入園分まで
4月	10月入園分まで
5月	11月入園分まで
6月	12月入園分まで
7月	令和7年1月入園分まで
8月	2月入園分まで
9月	
10月	
11月	4月入園分まで
12月	5月入園分まで
	6月入園分まで

★下表の太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。杉並区公式ホームページ「保幼（ぼよ）ナビ」の申請書ダウンロードサービスから印刷できます。



(1) 必須書類		
①～③は必須書類です（提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません）		
②と③は認可保育所等の申込みを同時にする場合は省略できます。		
① 杉並区立子供園入園申請書（裏面 確認書）		
② No.2 児童の状況		
③ 保育の必要性を確認する書類：父母とも各1部		
注意 就労証明書、診断書、在学証明書等は、 <u>申込日の前月1日以降に証明・取得したもの</u> をご提出ください。		
保育を必要とする事由	必要な書類	
就 労 (内定)	会社勤務の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書（区ホームページに手書き用・エクセル版と記入要領があります） ※申込日の前月1日以降に勤務先の方に証明を受けたものを提出してください。
	自営業の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書（区ホームページに手書き用・エクセル版と記入要領があります） ・ 仕事の内容が分かる資料（開業届や営業許可書など）◆ ・ 就労日数、時間が分かるもの又は、直近3か月の売上が分かる資料
就学（就学予定）の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学証明書 ・ 在学証明書または入学許可書等（在学時間が分かるもの）の写し ・ カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合は不要） 	
疾病・障害の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの 	
介護・看護の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護状況申告書 ● 介護状況表 ・ 被介護者・被看護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証・障害支援区分通知書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し）または医師の診断書（介護用） ・ 介護・看護の実態が分かるもの（直近のサービス利用票など） 	

○求職活動中、妊娠・出産要件での申込みはできません。

○就労証明書は、必ず勤務先から証明を受けてください。勤務先等に内容確認をすることがあります。

○就労内定で入園した場合は、改めて勤務開始後と勤務開始1か月後に就労証明書を提出してください。

◆自営業の方の自営の状況が分かる資料について

●自営業の方は就労証明書に下表の㊦、㊧を添えて提出してください。

㊦ 仕事の内容がわかる資料	税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書の写し等
㊧ 就労日数、時間が分かるものまたは直近3か月分の売上が分かる資料	タイムカード、給与明細、通帳の写し、請求書・領収書、請負契約書の写し等
㊨ 最新の個人の確定申告書（第1表および第2表）の写しまたは源泉徴収票の写し [※]	

※上記のほか、直近の収入（3か月分）について月ごとに幅がある場合は、提出を求めることがあります。

Point

「就労実績」について、各月の就労日数、時間が「就労時間」に相当するか確認します。なお、直近3か月の売上が分かる書類を提出する場合は、各月の売上または給与の金額と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ラインの支払額」とを比較して著しい差があるかどうかを確認します。著しい差がある場合、売上が低いことに対する理由書を提出していただく場合があります。その結果、申告の就労時間の一部を就労として見せない場合があります。

(2) 下記に該当する場合の追加書類 (提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません)	
ひとり親の方	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書、ひとり親医療証、児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）の写し ※外国籍の方は各国大使館発行の独身証明書とその和訳
外国籍で永住権がない方	<ul style="list-style-type: none"> ●在留カードの両面写し（施設等利用給付2号認定申請のみの場合も必要です） ※就労で申込みの場合は就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方 ※4月定期募集は申込みができません	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸契約書または売買契約書の写し（転入先住所・入居可能日・契約印のあるもの）または同居（入居）同意書 ●社宅の場合は社宅使用が証明できるもの
障害や熱性痙攣等その他通院中の幼児の申込みの方	<ul style="list-style-type: none"> ●診療情報提供書 2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課にご相談ください。
(3) 該当する方は下記の書類が必要です ※書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の場合の優先順位で影響があります。詳細は「令和6年度保育施設利用のご案内」P.24～28を参照してください。	
令和5年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先が発行した令和4年1月から令和4年12月分（賞与・社会保険料控除含む）の給与証明書 ※外国語の場合は和訳し、円に換算したものの。 ●令和6年9月入園以降申込みの場合は不要です。
令和6年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先が発行した令和5年1月から令和5年12月分（賞与・社会保険料控除含む）の給与証明書 ※外国語の場合は和訳し、円に換算したものの。
幼児を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	<ul style="list-style-type: none"> ●受託証明書 ※杉並区保育室に預けている場合は不要です。
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●各種手帳の写し ※各種手帳とは身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級
区内の民営認可保育所・地域型保育事業・杉並区保育室（委託型）等に保育士としてお勤めの方（常勤または非常勤で80時間/月）区職員は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士証の写し ※育児休業中の方のみ
平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住民登録がある方	住民票の除票（写しでも可）
生活保護受給中の方	保護証明書の写し
入所希望月の初日までに出産予定がある方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ及び妊娠中の経過が記載されているページ）



★以下太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。

(1) 区外にお住まいの方が転入予定で申込む場合

- 4月入園の定期募集（令和5年10月16日から令和5年11月30日）は、申込みができません。
- 4月入園の追加募集以降は、定員に空きがある場合のみ下記の書類を直接杉並区保育課に郵送してください。
 - 杉並区立子供園入園申請書（長時間保育）（裏面 確認書）
 - 児童の状況
 - 保育の必要性を確認する書類（父母ともに各1部）P.13～14参照
 - 入園希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できる①から③のいずれかの書類
 - ①住宅の売買契約書の写し（転入先住所・引き渡し日・契約者双方の記名・押印があるもの）
 - ②賃貸契約書の写し（転入先住所・入居可能日・契約者双方の記名・押印があるもの）
 - ③同居（入居）同意書（社宅の場合は社宅使用が証明できるもの）
- 入園月の前月末日までに転入届を提出し、杉並区民として教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書及びマイナンバー記入用紙を記入のうえ、内定の出た子供園に速やかに提出してください。転入の届出が済んでいない場合は、入園内定が取消になります。
- 子供園長時間保育（4月定期募集除く）と認可保育園の両方を申込む場合は、杉並区の各入園希望月の締切日の1週間前までに申込日現在、住民登録がある自治体にお申込みください。

(2) 子供園【長時間保育】に在園中の方が他の子供園【長時間保育】に申込みをする場合

- 必要書類** ● 杉並区立子供園転園申請書 ● 確認書（杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】裏面）
● 児童の状況 ● 父母要件資料

(3) 育児休業取得中（取得予定）の方へ

注意 該当する方は必ず内容をご理解の上、お申込みください。

育児休業を取得している場合は、入園月中に復職（育児休業を取得した会社に戻る）をすることが入園の条件です。

- 育児休業取得中（取得予定）の申込みにかかる注意事項
 - 保育の必要性の事由が就労となるため、入園が決まった場合は、入園月中に復職することが条件です。
 - ※入園する幼児の弟・妹の育児休業を取得している場合でも、復職が必要です。
 - ※子供園長時間の育児休業特例期間は下の子の1歳の年度末までとなり認可保育所等とは期間が異なりますのでご注意ください。

※年齢上限がある杉並区内の認可保育所等・区保育室・区定期利用保育施設を卒園し、子供園長時間に4月入園した場合は、注意が必要です。下記を参照してください。

例) 令和6年4月 上の子が子供園長時間入園の場合

令和6年4月1日時点で下の子の年齢が1歳の場合…育児休業取得中の方は復職が必要です。

（下の子の預け先を検討する必要があります。）

令和6年4月1日時点で下の子の年齢が0歳の場合…1歳の年度末まで育児休業の取得が可能です。

(4) 申込み後の手続きについての注意

- 申込みを取り下げる
 - 入園の意思がなくなった時点で速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ手続きを電子申請で行ってください。表紙裏面に二次元コードがあります。
- 内定を辞退する
 - 保育課と内定した子供園に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。表紙裏面に二次元コードがあります。



(5) 申込み後、家庭の状況が変わった場合の届出について

認可保育所等を同時に申込みしている方の手続きは不要です。ただし、「令和6年度保育施設利用のご案内」を確認の上、認可保育所等の必要な手続きをしてください。

変更事項	必要書類
住所・電話番号が変わった（区内転居）	区内転居の手続き後に、保育課認定・入園係と園に速やかに電話連絡をしてください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	育児休業取得（予定）証明書 延長後の育児休業期間を会社から証明を受けてください。
退職した 転職した	保育課に速やかに電話連絡のうえ、①②③をそれぞれ提出できる時期に提出してください。 ①前職の離職日がわかる書類 （離職票、源泉徴収票、退職証明書の写し） ②新しい勤務先の 就労証明書 （就労開始） ③新しい勤務先での就労開始2か月を目途に、 就労証明書 （満1か月以上の実績入り）
就労内定で申込み後に、就労を開始した	①就労を開始したら、 就労証明書（就労開始） ②就労開始2か月を目途に、 就労証明書 （満1か月以上の実績入り）
自営業で就労を再開した	①就労を再開したら、 就労証明書 （再開） ②就労再開2か月を目途に、 就労証明書 （満1か月以上の実績入り） ③②と同時に、売上がわかる資料
勤務日数が変わった	就労証明書
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は園と保育課までご連絡ください。

(6) 入園直後に必要となる手続き

申込時の状況	必要書類	備考
出産休暇中 または 育児休業中等	復職証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 復職日以降に勤務先から証明を受け、入所月の20日までに提出してください。 （期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。） ※復職日・復職内容を確認します。入所月中に、育児休業を取得していた勤務先に休業前と同じ勤務条件で復職することが必要です。 ※復職後に時間短縮制度を取得する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。
自営業で就労を再開予定	① 就労証明書 （再開） ② 就労証明書 （実績入り） ③売上がわかる資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 入園月中に就労を開始し①を速やかに提出してください。 ● 就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績を記入した②と③を提出してください。
就労内定 （就労拡大 予定を含む）	① 就労証明書 （就労開始） ② 就労証明書 （実績入り）	<ul style="list-style-type: none"> ● 入園月中に就労を開始し、就労開始後に①を就労開始日以降の証明日で勤務先から証明を受け、速やかに提出してください。 ● 就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績を記入された②を提出してください。

(7) 在園中の手続き等について

子供園長時間利用にあたっての重要事項になります。必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。

① 仕事内容が変わる

保護者の状況	必要書類
勤務日数・時間が変わった	①変更届 ② 就労証明書 （外勤）・（自営）
退職をして別の会社に就職した （ 転職をする場合 をよく読んでください。）	①変更届 ② 就労証明書 （就労開始） ③前職の離職日がわかる書類 ④ 就労証明書 （実績入り） ※④は就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入されたものを提出
退職して、自営業を開始した	①変更届 ② 就労証明書 （就労開始） ③前職の離職日がわかる書類 ④仕事内容がわかる資料（開業届・契約書等）写し ⑤ 就労証明書 （実績入り） ⑥就労実績が確認できる書類（通帳の写し等） ※⑤+⑥は就労開始2か月を目途に、満1か月の実績の記入・確認できるものを提出してください

転職をする場合

- 退職し就職するまでの求職期間は**3か月以内**です。3か月を越える場合は、子供園短時間の在籍に変更となり長時間の在籍はなくなります。
求職期間中の保育時間については園との相談となりますが、原則短時間保育時間までの預かりです。
- 自己都合退職のほか、会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合も求職期間は同じです。

② 出産予定がある

出産予定のある場合は以下のとおりに手続きしてください。

また、「A 育児休業を取得する方」と「B 育児休業がない方」では手続きが異なります。

産前休暇に入る

産前休暇に入るタイミングで、**変更届を提出**する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。
①産休開始日 ②出産予定日 ③父母育児休業取得予定の有無
- 保育時間については園と相談してください。

AまたはBの状況により園から必要書類を受け取り、よく読んで書類等の手続きをしてください。

出産した

出産後速やかに、**変更届を提出**する。

- 「世帯員増」の欄に①～③を記載してください。
①生まれた子の名前 ②生まれた子の生年月日 ③理由：出産のため



A 育児休業を取得する方

- ①杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- ②育児休業取得（予定）証明書
- ③長時間保育利用に関する確認書 の提出が必要です。

育児休業期間中の保育時間について

- 保育時間は短時間保育の方と同じ利用時間になります。
 - 春休み・夏休み・冬休み中は登園できません。保育を希望する場合は一時保育を利用してください。
 - 一時保育を利用する場合は、1時間あたり500円を徴収します。ひと月あたり10回まで利用できます。保育時間が昼食時間を含む場合は、お弁当を持参してください。
 - 自園給食園での給食費は育児休業に入った翌月から短時間の費用となります。
- 育児休業を取得する方は、該当する矢印の書類を園に提出してください。

〈卒園までに復職予定がある方〉



提出書類

- ①杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- ②育児休業取得（予定）証明書
- ③長時間保育利用に関する確認書

〈卒園までに復職予定がない方〉



※子供園短時間保育への種別変更が必要になります。

提出書類

- ①杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書

出生児が満1歳になる年度末までは、長時間保育の枠で在籍できます。
認可保育所と異なるのでご注意ください。



〈復職する時〉

提出書類

- ①復職証明書
※復職した後に、勤務先からの証明を取得してください。
- ②杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書



- 育児休業を取得した会社に、復職できない場合または復職しないまま転職した場合は、短時間保育への在籍に変更となります。

B 育児休業がない方

長時間保育利用に関する確認書の提出が必要です。

※出産日の翌日から8週を経過した翌日の月末までに就労を開始してください。

※就労を開始しない場合は翌月から短時間保育への在籍に変更となります。

就労を再開する場合

就労再開後、満1か月以上の実績が確認できる時期になったら

会社勤務の方は**就労証明書**

自営業の方は**就労証明書**と**売上が分かる資料**を提出してください。

就労を再開しない場合

就労要件は産後8週間までです。8週をこえても再開しない場合は翌月から短時間保育への在籍に変更になります。長時間保育の在籍であっても、翌日から預かり時間は短時間のお子さんと同じ時間になります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書 と
- 変更認定申請書 を提出してください。

仕事を退職する場合

短時間保育への保育種別変更が必要となります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書 と
- 変更認定申請書 を提出してください。

③ 保育の要件がなくなった場合

長時間保育から短時間保育に在籍が変更になります。（短時間保育に空きがなくても変更となります。在園児の総数で調整します。）

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

④ 子供園を退園する

杉並区立子供園退園届を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請してください。

⑤ 区外に転出する

杉並区立子供園退園届を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請してください。杉並区外に転出した場合は、転出した日の翌日から子供園に通えなくなります。

⑥ 子供園を1か月以上休園する

変更届に休園期間を記入し園に提出してください。

※休園は最後に登園した日の属する月の翌月初日から最長2か月です。必ず事前に園へご連絡ください。

※1日だけ登園して休園期間を延長することはできません。2月に最終登園し、3月から休園した場合も休園期間は新年度の4月末日までです。

⑦ 認定事由の現況確認について

年度ごとに翌年度の長時間保育の認定事由を確認するため、所定の書類を提出していただきます。毎年12月頃に園を通じて配布・回収します。

長時間保育の認定事由がなくなった方は、短時間保育での在籍となります。

⑧ その他家庭状況が変わった

P8・8-(5)を参照してください。



(1) 一時保育とは

在園児の保護者の方が、一時的に保育を必要とされる場合に、通常の保育時間に引き続く時間で1時間を単位として在園児をお預かりする保育制度です。

※利用する際は園に確認してください。

(2) 短時間保育を利用の方の一時保育について

- **実施時期**：原則として前年度からの在園児は各園が定めた日から。
新入園児及び3歳児クラスは令和6年5月8日（水）から。
- **利用できる日時**：**平日** 保育時間終了後から午後5時までの通常の保育に引き続いて保育を希望する時間（1時間単位）
土曜日・長期休業中 午前9時から午後5時までの希望する時間（1時間単位）
※日・祝・12月28日から1月4日は除く
- **利用料金**：1時間500円
※施設等利用給付2号認定（新2号認定）を受けている方が就労等の認定事由で利用する場合は、1日あたり450円の補助を受けることができます。
※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、保育課へお申し出ください。
※在園児のみを保育の対象としているため、子育て応援券の利用はできません。
※他施設での一時保育利用料金は補助の対象外です。
- **定員**：原則として各園5名まで（申請受付順）
- **回数**：園児1人あたり月10回まで
- **施設等利用給付2号認定（新2号認定）を申請する場合**
・施設等利用給付認定申請書と保育の必要性を確認する書類（父母とも各1部）を一時保育利用月の前月中に保育課に提出してください。

(3) 長時間保育（8時間未満）をご利用の方の一時保育について

- **実施時期**：子供園開園日
- **利用できる日時**：午前7時30分から午後6時30分の間で、8時間を超える利用をする場合に保育時間の前後の希望する時間に1時間単位で利用できます。
- **利用料金**：1時間500円
※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、お申し出ください。
- **定員**：原則として各園5名まで（申請受付順）
- **回数**：園児1人あたり月10回まで
- **注意事項**：育児休業を取得している場合は、(2)短時間保育を利用の方の一時保育についてと同様の利用方法となります。



(1) 自園給食

下高井戸子供園、成田西子供園、高円寺北子供園では自園調理による給食を週4回提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。

保育の種類	実施日	費用	
短時間	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 ※3歳児は4月第3週から実施	3歳児	月額 2,900円 ※
		4・5歳児	月額 3,100円 ※
長時間	※4月入所の4・5歳児は 4月第2週から実施	3・4・5歳児	月額 3,500円

※短時間保育は8月は夏休みのため給食費の徴収はありません。

※長時間保育で育児休業を取得中の方は、育児休業に入った翌月から【短時間】の給食費となります。

※育児休業届・育児休業取得証明書の提出がない場合は、育児休業に入ったことが確認できないため、【長時間】の給食費となります。ご注意ください。

(2) 搬入弁当

堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園はお弁当持参が基本です。ただし保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日程度行います（アレルギー対応はできない場合があります）。

	実施日	費用
3歳児	5月は週1回/月曜日	1食 200円
	6～7月は週2回/月曜日・木曜日	
	8月以降は週3回/月曜日・火曜日・木曜日	
4・5歳児	週3回/月曜日・火曜日・木曜日 ※新入園の4・5歳児は5月から実施	



(3) 負担軽減について

給食等の食材料費は、無償化対象外です。ただし以下の①②いずれかに該当する幼児は副食費相当（おかず・おやつ代）が免除となるので、*必要書類を提出してください。提出がない場合は負担軽減の対象となりませんのでご了承ください。

①区民税所得割額 77,101 円未満の世帯の幼児

（世帯収入 360 万円未満相当の世帯の幼児）

②小学校第 3 学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第 3 子以降に該当する幼児

*必要書類…マイナンバー記入用紙（入園時提出している方は不要）、課税証明書、収入証明書等（住民税賦課期日の1月1日に、国内に住民登録がなかった方）

負担軽減の決定の仕方

負担軽減は、世帯の住民税額（区民税所得割）〔1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します。〕に応じて決定されます。

- 負担軽減決定における住民税額の対象年度は以下のとおりです。

令和 6 年 4 月～令和 6 年 8 月分：令和 5 年度区民税所得割額

令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月分：令和 6 年度区民税所得割額

- 賦課期日である 1 月 1 日に、国内に住民登録がなかった方は、杉並区民とみなして負担軽減のための審査をします。前年の所得を確認するため、必要書類をご提出ください。
- 修正申告等により税額が変更になった場合は、負担軽減対象月についても変更になる場合があります。
- 税額が変更になった場合は保育課認定・入園係までご連絡ください。

(4) 支払いについて

原則口座振替でお支払いいただきます。

給食等を利用した月の翌月末日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替依頼書で指定された口座から引落しします。

【口座振替依頼書の提出について】

兄弟姉妹の一方が子供園、もう一方が認可保育所に通う場合は、口座振替依頼書科目欄の保育料及び子供園給食費の 2 科目に丸印をつけて手続きをしてください。（科目欄に丸印がないと引き落としができません）

認可保育所から子供園へ入園する場合は、口座振替依頼書科目欄の子供園給食費に丸印をつけたもので新たに手続きをしてください。



Q

子供園は
お弁当をつくらなければ
いけないと
聞いたのですが…。



A

園によりそれぞれ給食や搬入弁当の提供とお弁当の持参を組み合わせています。

- 堀ノ内、高井戸西、西荻北はお弁当の持参が基本です。ただし、保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日程度行っています（アレルギー対応はできません）。
- 下高井戸、成田西、高円寺北では自園調理の給食を週4日提供します。
- 給食、搬入弁当の提供がない日は、お弁当を持参していただきます。

Q

P T A活動は
あるのかしら？



A

子供園には小学校と同じようにP T A活動があります。子どもたちのために職員とともに、保護者のみなさんと力を合わせて、園を支えていただいています。活動には無理のない範囲で参加していただいています。

Q

長時間保育の
延長保育は
できるの？



A

子供園では長時間保育の延長保育を行っていません。午後6時30分までのお迎えをお願いします。

Q

小学校のように
長期間の
お休みはあるの？



A

短時間保育は春・夏・冬休みがあります。長時間保育は長期間のお休み中も保育を行っています。ただし、長時間保育でも保育者が育児休業中の場合は春・夏・冬休みがあります。

Q

下の子のための
育休中です。
上の子はいつまで
長時間に在籍できる？



A

下の子が1歳の年度末まで長時間保育に在籍できます。それ以降、長時間保育に在籍する場合は、復職が必要です。下の子の預け先を検討する必要があります。

以下の子どもセンターでも申込みができます。
 (追加書類の提出や郵送での申込みは直接、保育課認定・入園係へご提出ください。)

●子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。
 窓口利用の予約は不要ですが、利用日の1か月前から予約することもできます。ただし、10月、11月は予約制になります。以下の二次元コードから事前予約してください。

(受付時間)

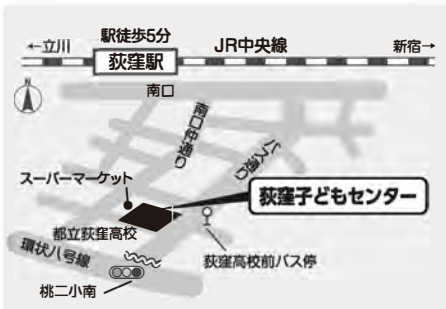
月～金 午前8時30分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始はお休み)



荻窪子どもセンター

(杉並保健所4階)

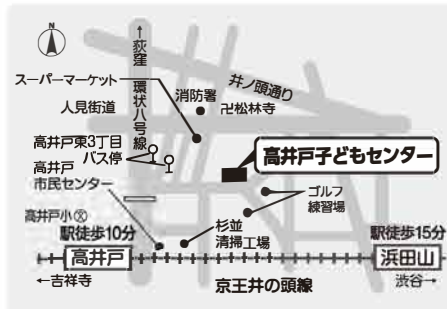
荻窪5-20-1 ☎03(5347)2081



高井戸子どもセンター

(高井戸保健センター1階)

高井戸東3-20-3 ☎03(5941)3839



高円寺子どもセンター

(2階は、高円寺子ども家庭支援センター)

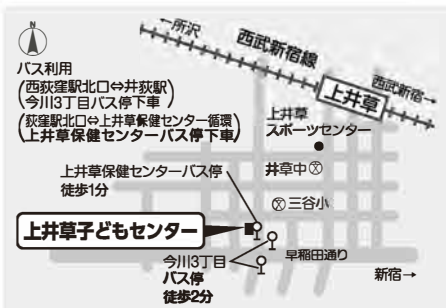
高円寺南3-31-3 1階 ☎03(3312)2811



上井草子どもセンター

(上井草保健センター1階)

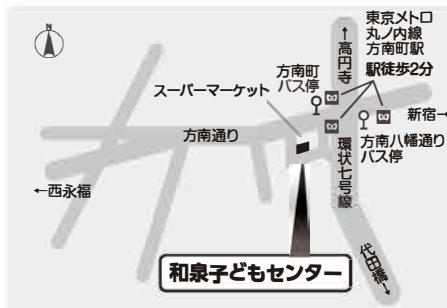
上井草3-8-19 ☎03(3399)1131



和泉子どもセンター

(和泉保健センター1階)

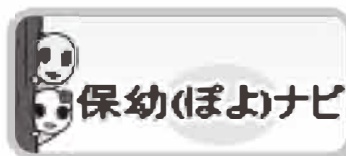
和泉4-50-6 ☎03(3312)3671



保育に関する情報は、区ホームページでも提供しています。
 トップページにある『保幼(ぽよ)ナビ』のバナーをクリックしてご覧ください。



杉並区ホームページ
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



〈申込み・問い合わせは保育課認定・入園係へ〉

杉並区子ども家庭部 保育課 認定・入園係

(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分

代表:03-3312-2111 ダイアルイン:03-5307-0657